



監修 山本敬三

著 金子敬明  
幡野弘樹  
羽生香織

有斐閣 ストゥディア

CIVIL LAW 7

ぜんぶ、ちゃんと、  
書いてある。

待望の家族編、満を持して登場!!

考える力を養おう  
自分から  
学びを深めよう  
なおかつ  
コンパクト!



# 民法7 家族

山本敬三 監修, 金子敬明 = 幡野弘樹 = 羽生香織 著

**担当編集から** ストゥディア民法シリーズに「民法7 家族」が加わりました!

本書は、家族法における制度の基本的な仕組み、その存在理由や実社会での機能に至るまで、初学者でも分かりやすく学べる一冊となっております。

本書の完成に至るまで著者の先生方は20回以上会合を重ね、内容を練り上げてくださいました。おかげさまで民法の「親族編」「相続編」という膨大な分野をわずか本文315頁に収めることができました。気軽に手に取っていただけるサイズですので、特に「家族法をはじめて学びます!」という方に、ぜひ読んでいただきたいです。

また、本書のアピールポイントは、シリーズの中でも屈指の図表の豊富さです。登場人物が多くややこしい家族法の事例も一目で関係が分かるようになっています。

財産法も学ぶことで家族法の実例に対する理解が一層深まりますので、他のストゥディア民法シリーズとあわせてお読みいただければと思います。

(N・I・N・O)

レベル - 用途 - 対象 -  
初級 学習 学部 LS

2023年12月発売 / 344頁 / 定価2530円(税込)  
A5判 / 並製

詳細を見る



BOOK INFORMATION

**Point** 図表が豊富で、視覚的に分かりやすくなっています。

## 1 法定相続分

共同相続の場合に、各相続人の法定相続分を計算することは、相続人が誰であるかが正確に特定できれば、難しくありません(1)。代襲相続が出てくる場合には、少し複雑になります(2)。

### 1 代襲相続が出てこない場合

まず、被相続人Aに配偶者がいなかった場合を考えましょう。

#### CASE 14-1

Aが死亡して、相続が開始しました。Aの相続人は子であるB・C・Dの3人です。B・C・Dの法定相続分はそれぞれの1/3です。



CASE 14-1において、相続人であるB・C・Dの法定相続分は等しくなります(900条4号本文)。よって、B・C・Dの法定相続分は各3分の1となります。

### 2 配偶者相続人がいる場合

#### CASE 14-2

Aが死亡して、相続が開始しました。Aの相続人は、配偶者Bと子Cです。BとCの法定相続分はそれぞれ1/2です。



CASE 14-2では、被相続人Aの配偶者であるBが相続人となっています(配偶者相続人、880条)。なお、重婚が禁止されているため(72条)、配偶者相続人がいるとすれば必ず1人です。もし、配偶者相続人のほかに血族相続人(887条、889条)も

いるときは、相続人が複数の(888条、900条などでは「相続人が数人ある」という表現が用いられています)こととなります。

このとき、配偶者の法定相続分は、血族相続人となるのが被相続人の子か、直系尊属か、兄弟姉妹かによって、異なります(900条1号-3号)。

相続人の組み合わせ	法定相続分 配偶者相続人	法定相続分 血族相続人
配偶者と子	1/2	1/2
配偶者と直系尊属	2/3	1/3
配偶者と兄弟姉妹	3/4	1/4

CASE 14-2は、配偶者Bと子Cという組み合わせですので、BとCの法定相続分は各2分の1となります。

#### CASE 14-3

Aが死亡して、相続が開始しました。Aの相続人は、配偶者Bと、兄弟姉妹C・Dです。A・C・Dの父はいずれもEで、母はいずれもFでしたが、EもFもAより先に亡くなっていました。B・C・Dの法定相続分はそれぞれ1/3です。



配偶者相続人がいて、さらに血族相続人が2人以上いるという場合でも、配偶者相続人の法定相続分は上の表によります。CASE 14-3では、配偶者と兄弟姉妹という相続人の組み合わせの事例ですので、配偶者Bの法定相続分は4分の3です。そして、残りの4分の1を、CとDの2人で分け合います。CとDはいずれも、Aと父母の両方が同じです(全部の兄弟姉妹といえます)。したがって、CとDの法定相続分は平等です(900条4号本文)。よって、CとDの法定相続分は各8分の1です。

#### CASE 14-4

CASE 14-3において、Dの母はFでしたが、Dの父はEとは別の男性Gで再婚したとします。このとき、B・C・Dの法定相続分はそれぞれ1/3です。



詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

